

別表十六（四）の記載の仕方

- 1 この明細書は、法人の減価償却資産につき、旧国外リース期間定額法若しくは旧リース期間定額法又はリース期間定額法により当該減価償却資産の償却限度額等の計算を行う場合に記載します。
- 2 「種類1」、「構造2」及び「細目3」の各欄は、減価償却資産の耐用年数省令別表第一から別表第六までに定める種類、構造及び細目に従って記載します。
- 3 「賃貸の用又は事業の用に供した年月5」の欄は、当該事業年度の中途において賃貸の用又は事業の用に供した年月を記載します。
- 4 「リース期間又は改定リース期間の月数24」の欄の括弧の中には、旧リース期間定額法を採用している場合におけるリース期間の月数を記載します。
- 5 令第63条第2項（減価償却に関する明細書の添付）の規定の適用を受ける場合の同項に規定する合計額を記載した書類又は規則第27条の14後段（期中損金経理額の損金算入等に関する届出書の記載事項に係る書式）の規定の適用を受ける場合の同条に規定する合計した金額を記載した書類には、「2」から「5」まで、「9」、「15」、「18」、「20」から「22」まで、「24」及び「25」の各欄の記載は要しません。
- 6 法第31条第5項（減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法）に規定する減価償却資産に該当するものに帳簿記載等差額がある場合には、当該帳簿記載等差額を「前期からの繰越額30」の欄の上段に外書として記載します。この場合において、「31」から「33」までの各欄の記載に当たっては、「30」の金額にはその外書きした金額を含むものとして計算します。
- 7 当該事業年度前の各事業年度において期末評価換え等が行われた減価償却資産又は当該事業年度以前の各事業年度において期中評価換え等が行われた減価償却資産についての記載は次によります。
 - (1) 評価換え等によりその帳簿価額が増額された金額を「取得価額又は製作価額6」、「取得価額又は製作価額12」又は「取得価額17」の各欄の上段にそれぞれ外書として記載します。この場合において、「差引取得価額8」、「差引取得価額14」又は「償却額計算の基礎となる金額19」の各欄の記載に当たっては、その外書きした金額をそれぞれ「6」、「12」又は「17」に含めて計算します。
 - (2) 「償却額計算の基礎となる金額10」、「償却額計算の基礎となる金額16」、「償却額計算の基礎となる金額19」、「リース期間又は改定リース期間の月数24」及び「当期におけるリース期間又は改定リース期間の月数25」の各欄は、それぞれ「償却額計算の基礎となる金額(評価替え等の直後の帳簿価額)-(9)10」、「償却額計算の基礎となる金額(評価替え等の直後の帳簿価額)-(15)16」、「償却額計算の基礎となる金額(評価替え等の直後の帳簿価額)-(18)19」、「リース期間又は改定リース期間（期末評価換え等が行われた事業年度終了の日後の期間又は期中評価換え等が行われた事業年度開始の日（当該事業年度が当該国外リース資産若しくはリース賃貸資産を賃貸の用に供した日又はリース資産を事業の用に供した日の属する事業年度である場合には、その用に供した日）以後の期間）の月数24」及び「当期における同上のリース期間又は改定リース期間の月数25」として記載します。